

2024年6月

令和6年定額減税（給与所得者向け）

APO一税理士法人



国は長いデフレーションを抜け出すために2024年に所得税・個人住民税の定額減税を一時的な措置として出来る限り速やかに実施することになりました。

1. 所得税の定額減税の対象者と減税額

- ① 2024年の合計所得金額が1805万円（給与収入2000万円）以下の居住者である納税者本人につき3万円
- ② 上記①の本人の同一生計配偶者（居住者に限る）又は扶養親族（16歳未満も含み居住者に限る）、一人につき3万円

注：FTRの同一生計配偶者と扶養親族の範囲は下記の図を参考にしてください。

2024年定額減税対象者の範囲					
		定額減税対象者として の者が含まれる			
扶養親族	年齢		居住者		非居住者
	16歳未満		A: 2024年定額減税のみ対象者		対象外
	16歳以上19歳未満	控除対象扶養親族	一般控除対象扶養親族		
	19歳以上23歳未満		特定扶養親族		
	23歳以上70歳未満		一般控除対象扶養親族		
70歳以上	老人扶養親族		同居老親等以外 同居老親等		
配偶者	配偶者の所得金額		居住者		非居住者
	配偶者の所得95万円以下⇒	同一生計配偶者	源泉控除対象配偶者		対象外
	配偶者の所得48万円以下⇒		配偶者特別控除		
		配偶者控除	B: 2024年定額減税のみ対象者		
			↑	↑	
			本人の所得900万円(1095万円)以下		本人の所得1805万(2000万円)以下
A: 2024年定額減税のみ対象者			→「2024年の扶養控除等申告書」に16歳未満の扶養者の必要事項を記載してください。		
B: 2024年定額減税のみ対象者			→2024年の年末調整時に「基礎控除申告書兼配偶者控除等、定額減税及び所得金額調整控除申告書」に配偶者の所得のご記入をお願いします。		



2. 実施方法

2024年6月の給与（賞与を含む）から減税し、減税しきれなかった場合には7月以降に順次控除を行い、6月2日以後に入社した者やその他状況により、月次減税にならない者は年末調整で精算することになります。

注：月次減税時点では、その者の合計所得金額見積額を考慮しないので、高額所得者（給与収入2,000万円相当）についても月次減税は実施されますが、確定申告で精算されます。

3. 住民税の定額減税額の対象者と減税額

- ① 2024年6月の時点の合計所得金額を確定出来ないため、2023年の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下である本人及び、同一生計配偶者、扶養親族に対し、各10,000円
- ② 上記①の本人の控除対象配偶者以外の同一生計配偶者は2024年分の給与支払報告書の情報に基づき、2025年住民税額に対し、10,000円

4. 実施方法

住民税定額減税対象者は、2024年6月では住民税徴収は行わず、残りの11カ月で「定額減税後の住民税額を11分割した金額を控除します。

5. その他の留意事項

国は、給与などを支払う企業に対し、給与明細に所得税の減税額を明記するよう義務づけることにしています。

2024年の所得税額から定額減税額（定額減税可能額）を控除しきれないと見込まれる場合は、控除しきれないおおよその額が市区町村から給付されます。各種給付及び定額減税の全体像等に関しては「[新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置](#)」（外部サイト）をご確認ください。